

お支払いに関する契約条項(ソラコムサービスの請求書によるお支払いにおける契約条項)

契約者は、株式会社ソラコム(以下「ソラコム」という)および SORACOM INTERNATIONAL, PTE. LTD. (以下「SORACOM」という)に対し、以下の条件を了承の上、ソラコムおよび SORACOM が契約者に提供する電気通信サービス(以下「対象サービス」という)の請求書払いに関する申込みを実施します。

第1条(用語の定義)

本契約における用語の定義は以下のとおりとします。

契約者を甲、株式会社ソラコムを乙、株式会社ネットプロテクションズを丙、SORACOM INTERNATIONAL, PTE. LTD.を丁とします。

第2条(合意事項)

1. 甲は対象サービスの料金について、乙が丙に対し債権譲渡を行い、丙が一定期間請求、受領その他これに付随する業務を行うことを異議なく承諾します。また、丁の提供するサービスを利用した場合は、丁が乙に対して債権譲渡を行ったうえで、乙が丙に対し債権譲渡を行い、丙が一定期間請求、受領その他これに付随する業務を行うことを異議なく承諾します。
2. 甲は、丙が発行する本件請求書におけるサービス名称・料金項目等の表示が乙もしくは丁の Web サイトにて表示・発行するものと異なる場合があることを異議なく承諾します。
3. 料金の支払期限は、本件請求書に記載した支払期限と同日に変更されたものとします。
4. 甲は、乙に対し対象サービスの請求書払いの申込みを行い、丙が審査の結果債権の引受を行わなかった等の理由で、乙もしくは丁の対象サービス料金を請求書払いにできない場合があることを異議なく承諾します。また、その場合、乙もしくは丁の対象サービスの料金の支払いを乙の契約約款もしくは丁の General Terms and Conditions に定める支払い方法によって行うこととすることに同意します。
5. 甲及び乙は、丙が次の各号の一の事由が発生したと

認められた場合には債権の引受を直ちに取り止め乙に通知する場合があること、債権譲渡の継続が行えず甲は乙もしくは丁への料金支払いを乙の契約約款もしくは丁の General Terms and Conditions に定める支払い方法によって行う場合があることを異議なく承諾します。また、甲乙丁は、本項の取扱いに起因するトラブル及び損害等については甲乙もしくは甲丁間で解決するものとし、丙に一切責任を問わないものとします。

- (1) 甲が債権譲渡によるサービス料金の全部又は一部の支払いに異議を申し立てた場合または支払い方法に関する合意についての申込みを撤回する旨を丙に申し立てた場合
 - (2) 請求書払いに関する申込の記載事項が、虚偽の内容によるものであることが判明した場合
 - (3) 契約者回線が全て解約等となった場合
 - (4) 売買等契約が解約、その他の事由により終了した場合、または売買等契約もしくは支払い方法に関する合意に無効又は取消等の事由が存在することが明らかになったと乙が丙に通知した場合
 - (5) 債権譲渡期間内においてお支払いが無い場合
 - (6) 天変地異等不可抗力により本件請求書が発行されない場合
 - (7) 乙が、丙と締結した契約に違反した場合
 - (8) 乙の提供する商品・サービス等の内容及びその販売方法等に関し、苦情、異議等が多発し、丙が債権の引受を行えないと判断した場合
 - (9) 乙に支払いの停止または破産、民事再生、会社更生、会社整理もしくは特別清算の申請がなされた場合
 - (10) 丙の審査等の結果により、丙が、乙の甲に対する債権の引受を行えないと判断した場合
6. 乙は前項の規定により、丙が債権の引受を取り止め

お支払いに関する契約条項(ソラコムサービスの請求書によるお支払いにおける契約条項)

たことを甲に対して通知します。ただし、甲乙丁は、丙が乙から甲への通知に加え、自己の判断により債権の引受を取り止めたことを甲に通知することがあることを異議なく承諾します。

7. 甲乙丁は、サービス料金が支払われた場合には、原則として丙からサービス料金の返還はせず、丙が債権の引受を取り止めた場合であっても、同様とすることを異議なく承諾します。
8. 甲は、申込みにあたって記載した内容に変更が生じた後も、引き続き請求書による支払いを行うことを希望する場合には、直ちに乙に対し申込みを行うことを異議なく承諾します。
9. 甲は、乙もしくは丁が本契約の履行に関する業務の一部又は全部を丙の判断で第三者へ委託することについて異議なく承諾します。
10. 請求書払いへの変更については、お申込時に500円を変更手続き費として、ソラコムの対象サービス料金に加算します。また、請求書の郵送が必要な場合は1通あたり200円を加算します。
11. 甲は、丁のサービス料について三菱東京UFJ銀行公表の対顧客外国為替相場における月中平均 TTS を利用し、日本円にて支払うことについて異議なく承諾します。
12. 乙丙丁は本契約の履行で知り得た個人情報の一部又は全部について適正な取り扱いを確保するものとし、サービス料金の請求・回収等の目的以外に個人情報を利用しないものとします。